

自治会活動保険について

日吉台学区の全ての自治会は自治会活動保険に入っています。日吉台の場合、支払いは自治連合会で一括して行っていますが、加入は各自治会単位で、パンフレットにある補償は自治会単位で得られます。（従って、請求者が各自治会長の場合、自治連合会長の印等は必要ありません）

補償されるリスク（パンフレットより）

1. 行事活動中の第三者の身体の障害・財物の損壊による賠償事故
2. 行事活動中の住民の方の傷害事故
3. 住民の方以外への傷害見舞費用
4. 行事の中止等による費用損害

補償される事例：（パンフレットより）

- テント・やぐらが倒れて通行人にケガを負わせてしまった。
- ソフトボール大会の開催中、近隣の民家の窓ガラスを割ってしまった。
- お祭りで神社のみこしを壊してしまった。
- 町内会の遠足の途中、駅の構内で参加者が転倒し、ケガをした。
- 運動会の招待客が、競技に参加中、転倒して骨折した。
- ソフトボール大会が雨で中止となり、自治会が用意したお弁当をキャンセルし、キャンセル料が発生した。

契約の概要

- 名称：自治会活動保険（損保ジャパン日本興和）
- 加入コース：Cコース（以下パンフレットより抜粋、各自治会あたり。）

賠償責任（身体・財物共通）		5,000万円
傷害（1名あたり）	死亡・後遺傷害	500万円
	入院（一日につき）	3,000円
	通院（一日につき）	1,500円
傷害見舞費用		10万円
費用損害（1自治会、1年間）		50万円

- 証券番号：保険証券のコピー、パンフレットは hiyoshidai.net 書庫＞6. 地域安全カメラ・SOSネットワーク・自治会保険関連 からご確認いただけます。
- 保険期間：例年4月1日午後4時から1年
- 代理店：滋賀安田サービス（有） TEL：077-545-3403（担当 吉田 誠次 氏 TEL：090-8931-7347）

保険金請求に関する注意事項

- 保険対象とする事業は、必要に応じて実施するもの（例：SOSネットワークによる行方不明人捜索、パトロールなど）を含めて、具体的に自治会総会資料の事業計画や組長会議事録に記載しておいてください。
- 保険金支払いを請求する際は、上記に規定した自治会活動中の事故であることを支払い請求書に明記してください。
- 支払い請求書式の入手や保険に関する質問は直接代理店にお尋ねください。